

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和7年1月27日(月) 午後16時00分～17時00分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 坂本 修一 光増 彩

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

- (1) 農地の合意解約について 1 件

5. 議 事

議案第 29 号	農業経営基盤強化促進事業による権利設定について	2 件
議案第 30 号	農地中間管理事業による農地利用集積計画について	9 件

6. その他

<p>事務局長</p>	<p>宮協委員さんが今向かわれていることなので間もなく到着の見込みです。</p> <p>本日はこの後6時から町長交えての新年会を開催いたしますけど、町長の方が明日臨時議会を控えておりまして途中で退席することを皆さんへ事前に伝えてほしいという事でしたので、町長に何か意見があられる方は早めにお願ひします。では会長お願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>皆さん、こんにちは。1月末ですけど改めまして明けましておめでとうございます。また今年もよろしくお願ひします。今日は総会ということで先日17日に合同協議会がありまして、その中にJA西彼さんの中で担い手支援センターを作っていると会長さんからの報告がありました。担い手センターで研修をしていただいて農地支援をしながらそのまま研修終了後に営農されるというかたちの中でどうしても農地を貸して下さいと言ったら、もう買って下さいと言うような農家さんがいると、そういう時に農協が農地を買えないので、もう一つアグリ未来長崎という会社を農協で作って、そこが買い取ってそれをリースするかたちで、実際アグリ未来長崎という会社は作っているけど経営的には大赤字でやっていますけど、そういうかたちでどんどん新しい農家さんが新規就農を含めて増えていくというような事例報告がありました。山口さんも理事をされていますのでちょっと聞いたらこちらの方でもそういう話は出てるとまだ動いていない状況でありますけど。帰り際波佐見の会長も非常にいい話だったと、こちらでも農地がどんどん荒れていると、農家をする人がいないとどこからか連れて来るといふ大変魅力的だと。やっぱり投資が少なくして始められるようなかたちで就農者をみつけた方がいいという話の中で、まあ3町の農業委員さんだけでもいいから一回その人を呼んで話を聞こうかという話になっております。いつ出来るか分かりませんが是非そういう機会を設けたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは議事の方に入らせて頂きたいと思ひます。</p> <p>本日の議事録署名につきましては、5番の林田委員それから6番の山口委員の方にお願ひしたいと思ひます。4番の報告事項で農地の合意解約についてですけど、私が登場しますけど報告事項ですのでそのまま進めさせていただきたいと思ひます。事務局より説明をお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法関係事務処理要綱の第9の3の(3)の規定により、通知があったことを報告します。場所が法音寺郷の計5筆になります。合意解約になります。理由は規模縮小のためということです。4ページに位置図を載せています。広域農道の町営工業団地の交差点から法音寺郷の方へ下って行くとこの途中になります。こちらについては、解約後は中間管理で太ノ浦の方が借りる予定になってこの後の中間管理の議事にも出てきます。報告としては以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。一応私と共同的な作業をしていたんですけど、はっきり借主さんの方で管理をしていただくように話は進めています。何かご質問がなけ</p>

事務局	<p>れば次に進みますけどいいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは5番の議事に入りたいと思います。議案第29号農業経営基盤強化促進事業による権利設定について2件あります。事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、次のとおり農用地利用集積計画案について審議を求めます。基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。全部で14筆あります。譲り渡す方が福岡県にお住みの方です。7ページからちょっと沢山農地がありますので何ページにもわたるんですけど、今回下の方に注意書きとして書かせていただいているんですが、農地以外も売主さんが持たれている全ての東彼杵町にある土地、家屋、山林等の所有権を移転されるということで、その他全て含めた金額が上に書かれている金額になっています。場所がバラバラなんですけど、7ページが413番地の場所になります。赤木の集落センター西坂製茶近くの農地になります。8ページはまとめて載せているんですけど、目印の場所が愛宕運動公園広場しかなかったの、ここにまとまっているのが全て譲りたいということで出てきております。また9ページと10ページの家の周りの農地も譲られるということで出てきておりますのでご確認ください。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、説明は以上ですけど、地元委員の方で何か聞いておられるとか知っておられるとか補足とかあったらお願いします。</p>
前平委員	<p>推進委員の前平です。この方はですね、私の上に住んでおられまして、約10年前から新規就農というかたちで東彼杵町に移住されまして、アスパラガスをご夫妻で農業に取り組んでおられます。今から頑張るって行かれると思っていますので、よろしく願います。それとちょっと気になったのは7ページの413番地の茶畑が並んでいる土地を所有しているみたいですけど、その茶畑の所有している方とどういうふうになるのかなあと気になったので。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。その場所は私の近くでこの茶畑はおそらく土地を買われてされておられまして、この413番地は抜けていたのかと思います。その中でこの持ち主さんが買う時に土手と少しだけ茶畑で畑ではないと思われていたのでは。ちょっと事務局の方で地主さんへ指導した中で購入してもらわないといけないのかなと思います。この件は事務局の方で確認します。今の説明がありましたけど、何か質問とかご意見とか急に農地とか動いているので管理関係とかのご質問とかありましたらお受けしますけど。ないでしょうか。ご質問なければ採決に入りたいと思いますけどいいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは議案第29号の申請番号1番の件につきまして問題無いと許可相当と思われる</p>

<p>議長（森委員）</p>	<p>る方は挙手をもってお願いします。 （挙手多数） はい、ありがとうございます。賛成多数で許可の方に進めて行きたいと思います。 次の件は私が関係しているので一時退席して森重幸委員に進行をお願いします。 （西坂会長退室） はい、それでは基盤強化法を引き続きまして事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。農地を贈与と言うこととなります。樹園地茶畑で面積が 2,078 m²となります。11 ページの写真となります。場所が蕪郷 420-1 で蕪池近くの赤柵となります。事務局からは以上となります。</p>
<p>議長（森委員）</p>	<p>はい、それでは関係する委員の方は何かご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。他の方々でご質問等はありませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思います。許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。 （挙手多数） はい、ありがとうございます。賛成多数ということとなりましたのでよろしく願いいたします。 （西坂会長席に戻る）</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ちょっと前に文書が封筒で基盤強化法が終わりますと送ってきたと思うんですけど、嘱託登記をする場合は先ほどのやつは嘱託登記で出来るんですけど、今年の 2 月の総会にかかった分しかそういうかたちで出来ない、後の詳しいことはその他の件でちょっと説明をして行きたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。引き続き議事の議案第 30 号に入らせてもらいます。 議案第 30 号農地中間管理事業による農地利用集積計画についてということで 9 件あります。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、今月中間管理事業が 9 件あるんですけど、個別の説明に入る前に制度改正の説明がありまして、今まで中間管理機構の受付を農林水産係がして、農林水産係の方から総会で審議してくださいということで町長の方から依頼があって、総会にかけて問題ありませんでした、と回答をするようになっていたんですけど、やり方が変わりました前半の 7 件は今までのやり方なんですけど、後半の 2 件が制度改正があって今度 4 月から地域計画がスタートするんですが地域計画の区域内であれば今まで通りの順番で出来るんですけど、地域計画が無いところについては先に総会で審議して農林水産係の方に回答するという。農業者の方には関係ないんですけどちょっと手続きの順番が逆になることです。受付は今までのとおり農林水産係の方で行っていますので。ちょっと内部のやり方が変わるということで後半の 2 件については地域計画が 4 月からス</p>

スタートするので、今のところはまだ地域計画がスタートしてないので今回先に総会で諮って、農林水産係に一応回答するという事になります。

それでは個別の説明に入りたいと思います。まず1番目です。基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するために審議を求めますということで、まず1番目が坂本郷3231、3235の2筆になります。2つとも樹園地になりまして使用貸借権の設定になります。貸付人が嬉野市の方、借受人が嬉野にある農業法人になります。貸付の期間は10年間になりまして場所が19ページに載せているんですけど、町道坂本中尾線があって大山製茶の方から嬉野方面に上って行ったところの茶畑2筆になります。一応全部説明をしてから採決に入ります。

2番目が13ページになります。場所が川内郷451-4、451-5、451-6の3筆で田んぼになります。使用貸借権の設定です。こちらについては5年間の期間となっております。場所が20ページに載せています。国道から町道川内線に入ってグラウンドを過ぎて上って行って川内川に架かる橋を渡って直ぐの田んぼ3筆になります。

3番目が駄地郷1247-1、1247-2、1248の3筆で田んぼになります。こちらも使用貸借権の設定で貸付人が諫早の方で、借受人が太ノ浦の方です。こちらは3筆で米90kgの物納になります。期間が5年間になっていまして、場所については21ページに載せています。広域農道の新幹線のちょうど上の辺りでケーキ屋さんがある所の交差点で中岳の集落に入っていくところになります。町道駄地中岳線の横の田んぼ3筆になります。

続きまして4番目が駄地郷562、563-1、564の3筆で田んぼになります。使用貸借権の設定で借受人が法人になります。こちらは期間が3年間です。場所が22ページに載せていまして、町道平似田太ノ浦線があるんですけど高速道路を潜って上り学校茶園の隣の田んぼ3筆になります。

続いて5番目が平似田郷34で田んぼになります。こちらも使用貸借権の設定です。期間が5年間です。場所が23ページに載せてあります。広域農道の平似田の交差点から上って行って町道千綿中央線に入って行ったところの田んぼになります。

続きまして、6番目が蔵本郷887-1、1356-1、1356-2、1405、1354-2、1356-3の6筆です。こちらは賃貸借権になります。貸付人が蔵本の方で借受人も蔵本の方です。こちらは米90kgで6筆の物納になります。契約期間は3年間になります。場所が24ページに載せています。ちょっと離れているんですけど、887-1と1405については家の前の田んぼ2筆になります。もう一つの方が25ページに載せてありまして1354-2、1356-1、1356-2、1356-3の4筆で役場の方に行った所になります。

続いて7番目が平似田郷33の田んぼになりまして使用貸借権の設定で貸付人が川棚町の方で、借受人が八反田郷の方です。こちらが5年間の契約です。場所が26ページに載せています。先ほど説明した34番地の田んぼの隣になります。借りの方が一緒ですけど筆が分かれています、別の持ち主に分かれた田んぼでしたので、今回まとめて借りることです。

次に8番目が先に総会で審議をすることになった新しいやり方になります。

<p>議長</p>	<p>駄地郷 889-1、889-2 の 2 筆とも田んぼになります。賃貸借権の設定で貸付人が中岳郷の方、借受人が太ノ浦郷の方です。こちらは米 30 kg で 2 筆の物納になります。契約期間は 5 年間になっています。場所は 27 ページに載せています。広域農道の下の小川川の川沿いの田んぼになります。こちらは 12 月の総会で合意解約が出ていた個所で今回の方が新たに借りられるということで申請があがってきています。</p> <p>最後の 9 番目が先に合意解約があった農地です。法音寺郷 1145-2、1148-2、1151-2、1152-1、1153-2 で茶畑になります。こちらは使用貸借権の設定です。貸付人が三根郷の方、借受人が太ノ浦の方になります。契約期間は 10 年間になっています。場所については 28 ページに載せています。先ほど合意解約があった農地になります。説明は以上になります。</p> <p>はい、ありがとうございます。まとめて説明をしたのでごちゃごちゃになったかもしれませんが、一つ一つ審議をしていこうと思います。1 番の借主が嬉野の法人の件につきましてご質問とかご説明とかありましたらお願いしたいと思いますけど、特段ないようでしたら採決に入りたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは一番につきまして賛成と許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは 2 番の件でこれに関しましてご質問とか補足とかありましたらお願いします。無いようでしたら採決に入らせていただきます。2 番につきまして許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして 3 番の件に関しましてご説明とかご質問とかございましたらよろしくお願ひしたいと思いますけど。無いでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>はい、それでは採決に入ります。3 番につきまして許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、法人に貸し出す件ですけどこれに関しまして説明とかないでしょうか。ご質問とか。無いようでしたら採決に入りたいと思います。賛成と思われる方は挙手をもってお願いします、</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、5 番の件につきまして説明とかありましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p>
-----------	--

<p>福田委員</p>	<p>質問等とかないでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>はい、採決に入りたいと思います。この件に関しまして賛成と問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>6番の件につきまして質問とか説明とかありましたらお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>15ページでは3年の日付になっていますけど、24ページでは5年になっているんですね、3年の間違いでは。</p>
<p>議長</p>	<p>3年の間違いです。ご指摘があった15ページが令和7年から令和10年までの3年になっているんですけど、24ページの地図では5年と書いていまして、こちらが3年の誤りです。訂正をします。</p> <p>今事務局からの訂正がありました通り、3年契約ですので訂正をお願いします。</p> <p>他にご質問とかありましたらよろしくお願ひしたいと思ひますけど。無いようでしたら採決の方に入られていただきたいと思ひます。6番につきまして許可する方向で問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可相当ということで進めさせていただきます。</p> <p>次7番の件に関しましてご説明とかご質問とかございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようでしたら、採決に入らせていただきます。7番につきまして許可相当と問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして8番の件につきましてご説明とかご質問とかありましたらお願いしたいと思ひますけど、何もないでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>では、採決の方に入らせていただきたいと思ひます。8番に関しまして許可相当と問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、9番の件につきましてご説明とかご質問とかございましたらお願いしたいと思ひます。無いようでしたら採決に入らせていただきます。9番に関しまして問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。</p>

<p>宮脇委員</p>	<p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>これで終了しましたけど、一応中間管理事業の中で 8 番の物納で米 30 kg となっていますけど、米は書けるそうなんですけどお茶は書けないということで、お茶については使用貸借となっていますのでご了承いただければと思います。</p> <p>今会長から説明があったように物納で 30 kg 納めたり 90 kg 納めたりしている水田がありますよね。全然出していないところもありますけど、これから先今年度の米がどうなるか分かりませんが、米の値段がこれだけマスコミが騒いで上がっていく中で農業委員会としても各地の各市町村のそういう貸し借りの情報をある程度掴んでいたいて、基本的にその貸し借りの申請があがってきた時に聞かれた時には、こういう方法で行っていますよと、雁字搦めではないけどこういう方法で農業委員会としては指導していますと。山陰の作っても不作のところは無償でというところもありますけど、その辺の基本的な数字を使う方がいいのではないかなと思うんですけど、その辺のところご検討をお願いしたいと思うんですけど。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。本当におっしゃる通りのところもあります。あんまり決めすぎてもいけないのですが、ある程度の枠を作っていないと自分自身もお茶関係で聞いた話が昔は 24,000 円と決まっています、それが今は表向きはその場所で違うようになっていたんですけど、今借りている畑が 20,000 円で下げてくれと言っても下げてくれないと、どうすればいいかと相談を実際受けたことがありまして、今の時代の相場的部分というのはある程度言っていた方がいいのかと思ってたりしていますので、他の川棚とか波佐見の事例ありましたら聞きながらある程度事務局でもある程度の具体案をだして後上にいたり下にいたりするのは決めるところで決めていい話でしょうからある程度の所は考えていきたいと思っておりますのでそういうことでよろしいでしょうか。一応これで議事の方は終わります。ありがとうございました。</p> <p>6 その他 省略</p>

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

5 番

6 番